

## 朝来市健康・福祉拠点施設 訪問看護ステーションなでしこ運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団が開設する訪問看護ステーションなでしこ（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定める。また、看護師等は要介護状態や要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護、及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業者は、指定訪問看護サービスの提供に当たって、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重しながら、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

(2) 事業者は、指定介護予防訪問看護サービスの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、よって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(3) 事業者は、事業の実施に当たって、利用者に信頼され、求められるステーション運営を行うとともに、関係市、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、質の高い総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 朝来市健康・福祉拠点施設 訪問看護ステーションなでしこ
- (2) 所在地 兵庫県朝来市和田山町2063番地3

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名（常勤職員、管理者と看護職員とを兼務）  
ステーションの従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用申し込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

(2) 看護職員 常勤換算 2.5 名以上

看護師等(准看護師を除く)は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書を作成し、利用者又はその家族に説明する。また看護職員は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

(3) 療法士 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 (必要数)

療法士は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書を作成し、利用者又はその家族に説明する。また、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時30分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を行うにあたって、看護師等は利用者の全身状態と障害程度を把握して、在宅主治医に連絡してその指示に基づいて次の内容を行うものとする。

(1) 症状(血圧・体温・脈拍・呼吸測定等)、障害の観察

(2) 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持等

(3) 食事及び排泄等日常生活の世話

(4) 点滴・注射・カテーテル等の管理

(5) 在宅酸素・人工呼吸器等医療機器の管理

(6) 褥瘡予防・処置

(7) 認知症患者・精神科患者の看護(介護者への助言)

(8) リハビリテーションの指導や訓練

(9) 緩和ケア(ターミナルケア終末期の療養上の世話や介護者への援助)

(10) 療養生活や介護方法の指導と助言

(11) その他の医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める割合の額を利用者から受けるものとする。

(1) 介護保険の居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示

上の額の1割～3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- (2) 医療保険で訪問看護を利用する場合は、療養費報酬告示上の額の1割～3割を徴収するものとする。
- (3) 保険適応外のサービス提供では別途費用が必要となる場合もある。
- (4) 死後の処置料は、25,000円とする。
- (5) キャンセル料については、訪問日の前日の営業時間までに（訪問日前日が休日だった場合は平日の営業時間内までに）利用者から連絡した場合は無料とし、それ以外は3,000円を徴収する。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、朝来市内とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 従業者は、訪問看護サービス等を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。

（個人情報の保護）

第10条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- (2) 事業者は、利用者又はその家族の個人情報を取り扱う際には、あらかじめ文書により同意を得るとともに、目的以外にその情報を使用しない。

（秘密の保持）

第11条

- (1) 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (2) 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (3) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第12条 事業者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情相談窓口の設置、記録の整備等必要な措置を講じる。

(2) 事業者は、提供したサービスに関し、保険者又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従い必要な改善を行う。

(事故発生時の対応と損害賠償)

第13条 事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、事故の状況や対応について記録し、速やかに家族や関係機関、市へ連絡するとともに、再発生を防ぐための対策を講じる。

(2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、利用者が生じた損害について賠償する責任を負う。

(衛生管理等)

第14条 事業者は、従業員の健康診断を年1回行い、健康状態の管理をする。

(2) 事業者は事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(3) 事業者は、サービスの提供に必要な設備、備品等の清潔を保持し、感染を予防するための対策を講じてサービスを提供する。

(暴力団排除)

第15条 事業者は、暴力団排除条例に基づき、すべての事務又は事業において暴力団を利用することとならないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 事業者および管理者は、暴力団員等ではないこととする。

(3) ステーションの運営は、暴力団等の支配を受けないこととする。

(虐待防止・人権擁護)

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果に

ついて従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施することとする。
- (4) 適切な措置を実施するために担当者を設置する。
- (5) 事業者は指定訪問看護の提供中に、看護職員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第17条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に伴い必要な措置を講じるものとする。

- (2) 事業者は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束の適正化）

第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- (3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
  - ②身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - ③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

（ハラスメントへの対応）

第19条 事業所は、看護師等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境を築くことができるように、職場内及び訪問看護サービス提供現場におけるハラスメント対策指針及び対応策を策定し、ハラスメント防止に向けた取り組みを行う。

- (2) ステーションは、次の行為を組織として許容しない。

- ①身体的な力、危険な物を使って危害を及ぼす又は威嚇する言葉と行為
  - ②個人の尊厳や人格を傷つけるような言葉や態度及びおとしめたりする行為
  - ③意に沿わない性的言動や行動、好意的態度の要求、性的いやがらせ行為
- (3) ハラスメント事案が発生した場合は、ハラスメント対策指針及び対応マニュアルを基に即座に対応する。
- (4) ハラスメントと判断された場合は、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講ずる。

(オンライン資格確認)

#### 第20条 施設基準

- (1) 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成4年厚生省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求をおこなっている。
- (2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有している。
- (3) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。
- (4) 3の掲示事項についてウェブサイトに掲載している。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、従業者の質の向上を図るために研修を次のとおり行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 事業者は従業者、設備、備品、会計及び、利用者に対する指定訪問看護、介護予防訪問看護の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。

3 この規程に定めのない事項で、運営に関する必要な事項は、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団立雲の郷所長と事業所管理者との協議に基づいて定める。

附則 この運営規定は令和6年7月1日から施行する

附則 この運営規定は令和7年4月1日から施行する

附則 この運営規定は令和8年4月1日から施行する